

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ア)】 地方公共団体の設置する公立の域内の小学校数	【問1-①-2 (ア)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ア) 付問】客観的な方法での在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○					
さいたま市	○	○	○			
ときがわ町	○	○	○			
ふじみ野市	○	○	○			
伊奈町	○	○	○			
羽生市	○	○	○			
越生町	○	○	○			
越谷市	○	○	○			
横瀬町	○	○	○			
桶川市	○	○	○			
加須市	○	○	○			
皆野町	○	○	○			
滑川町	○	○	○			
寄居町	○	○	○			
吉見町	○	○	○			
吉川市	○	○	○			
久喜市	○	○	○			
宮代町	○	○	○			
狭山市	○	○	○			
熊谷市	○	○	○			
戸田市	○	○	○			
幸手市	○	○	○			
行田市	○	○	○			
鴻巣市	○	○	○			
坂戸市	○	○	○			
三郷市	○	○	○			
三芳町	○	○	○			
志木市	○	○	○			
春日部市	○	○	○			
所沢市	○	○	○			
小鹿野町	○	○	○			
小川町	○	○	○			
松伏町	○	○	○			
上尾市	○	○	○			
上里町	○	○	○			
新座市	○	○	○			
深谷市	○	○	○			
神川町	○	○	○			
杉戸町	○	○	○			
川越市	○	○	○			
川口市	○	○	○			
川島町	○	○	○			
草加市	○	○	○			
秩父市	○	○	○			
朝霞市	○	○	○			
長瀨町	○	○	○			
鶴ヶ島市	○	○	○			
東松山市	○	○	○			
東秩父村	○	○	○			

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ア)】 地方公共団体の設置する公立の域内の小学校数	【問1-①-2 (ア)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ア) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○	○	○			
入間市	○	○	○			
白岡市	○	○	○			
八潮市	○	○	○			
鳩山町	○	○	○			
飯能市	○	○	○			
美里町	○	○	○			
富士見市	○	○	○			
北本市	○	○	○			
本庄市	○	○	○			
毛呂山町	○	○	○			
嵐山町	○	○	○			
蓮田市	○	○	○			
和光市	○	○	○			
蕨市	○	○	○			
合計	64	63	63	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(ア)】域内の小学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県								
さいたま市	○	○			○	○		
ときがわ町	○	○			○	○		
ふじみ野市	○	○			○	○		
伊奈町	○	○			○	○		
羽生市	○	○			○	○		
越生町	○	○			○	○		
越谷市	○	○			○	○		
横瀬町	○	○			○	○		
桶川市	○	○			○	○		
加須市	○	○			○	○		
皆野町	○	○			○	○		
滑川町	○	○			○	○		
寄居町	○	○			○	○		
吉見町	○	○			○	○		
吉川市	○	○			○	○		
久喜市	○	○			○	○		
宮代町	○	○			○	○		
狭山市	○	○			○	○		
熊谷市	○	○			○	○		
戸田市	○	○			○	○		
幸手市	○	○			○	○		
行田市	○	○			○	○		
鴻巣市	○	○			○	○		
坂戸市	○	○			○	○		
三郷市	○	○			○	○		
三芳町	○	○			○	○		
志木市	○	○			○	○		
春日部市	○	○			○	○		
所沢市	○	○			○	○		
小鹿野町	○	○			○	○		
小川町	○	○			○	○		
松伏町	○	○			○	○		
上尾市	○	○			○	○		
上里町	○	○			○	○		
新座市	○	○			○	○		
深谷市	○	○			○	○		
神川町	○	○			○	○		
杉戸町	○	○			○	○		
川越市	○	○			○	○		
川口市	○	○			○	○		
川島町	○	○			○	○		
草加市	○	○			○	○		
秩父市	○	○			○	○		
朝霞市	○	○			○	○		
長瀨町	○	○			○	○		
鶴ヶ島市	○	○			○	○		
東松山市	○	○			○	○		
東秩父村	○			○	○	○		

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(ア)】域内の小学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市	○	○			○	○		
入間市	○	○			○	○		
白岡市	○			○	○	○		
八潮市	○	○			○	○		
鳩山町	○	○			○	○		
飯能市	○	○			○	○		
美里町	○	○			○	○		
富士見市	○	○			○	○		
北本市	○	○			○	○		
本庄市	○	○			○	○		
毛呂山町	○	○			○	○		
嵐山町	○	○			○	○		
蓮田市	○	○			○	○		
和光市	○	○			○	○		
蕨市	○	○			○	○		
合計	63	61	0	2	63	63	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ア)】域内の全ての小学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ア)】域内の全ての小学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ア-1)】域内の全ての小学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村	○			○				

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ア-1)】域内の全ての小学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市	○		○						
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	2	0	1	1	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④（ア-2）】域内の全ての小学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ア-2)】域内の全ての小学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (イ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中学校数	【問1-①-2 (イ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (イ)付問】客観的な方法での在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○	○	○			
さいたま市	○	○	○			
ときがわ町	○	○	○			
ふじみ野市	○	○	○			
伊奈町	○	○	○			
羽生市	○	○	○			
越生町	○	○	○			
越谷市	○	○	○			
横瀬町	○	○	○			
桶川市	○	○	○			
加須市	○	○	○			
皆野町	○	○	○			
滑川町	○	○	○			
寄居町	○	○	○			
吉見町	○	○	○			
吉川市	○	○	○			
久喜市	○	○	○			
宮代町	○	○	○			
狭山市	○	○	○			
熊谷市	○	○	○			
戸田市	○	○	○			
幸手市	○	○	○			
行田市	○	○	○			
鴻巣市	○	○	○			
坂戸市	○	○	○			
三郷市	○	○	○			
三芳町	○	○	○			
志木市	○	○	○			
春日部市	○	○	○			
所沢市	○	○	○			
小鹿野町	○	○	○			
小川町	○	○	○			
松伏町	○	○	○			
上尾市	○	○	○			
上里町	○	○	○			
新座市	○	○	○			
深谷市	○	○	○			
神川町	○	○	○			
杉戸町	○	○	○			
川越市	○	○	○			
川口市	○	○	○			
川島町	○	○	○			
草加市	○	○	○			
秩父市	○	○	○			
朝霞市	○	○	○			
長瀬町	○	○	○			
鶴ヶ島市	○	○	○			
東松山市	○	○	○			
東秩父村	○	○	○			

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (イ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中学校数	【問1-①-2 (イ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (イ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○	○	○			
入間市	○	○	○			
白岡市	○	○	○			
八潮市	○	○	○			
鳩山町	○	○	○			
飯能市	○	○	○			
美里町	○	○	○			
富士見市	○	○	○			
北本市	○	○	○			
本庄市	○	○	○			
毛呂山町	○	○	○			
嵐山町	○	○	○			
蓮田市	○	○	○			
和光市	○	○	○			
蕨市	○	○	○			
合計	64	64	64	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(イ)】域内の中学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県	○	○			○	○		
さいたま市	○	○			○	○		
ときがわ町	○	○			○	○		
ふじみ野市	○	○			○	○		
伊奈町	○	○			○	○		
羽生市	○	○			○	○		
越生町	○	○			○	○		
越谷市	○	○			○	○		
横瀬町	○	○			○	○		
桶川市	○	○			○	○		
加須市	○	○			○	○		
皆野町	○	○			○	○		
滑川町	○	○			○	○		
寄居町	○	○			○	○		
吉見町	○	○			○	○		
吉川市	○	○			○	○		
久喜市	○	○			○	○		
宮代町	○	○			○	○		
狭山市	○	○			○	○		
熊谷市	○	○			○	○		
戸田市	○	○			○	○		
幸手市	○	○			○	○		
行田市	○	○			○	○		
鴻巣市	○	○			○	○		
坂戸市	○	○			○	○		
三郷市	○	○			○	○		
三芳町	○	○			○	○		
志木市	○	○			○	○		
春日部市	○	○			○	○		
所沢市	○	○			○	○		
小鹿野町	○	○			○	○		
小川町	○	○			○	○		
松伏町	○	○			○	○		
上尾市	○	○			○	○		
上里町	○	○			○	○		
新座市	○	○			○	○		
深谷市	○	○			○	○		
神川町	○	○			○	○		
杉戸町	○	○			○	○		
川越市	○	○			○	○		
川口市	○	○			○	○		
川島町	○	○			○	○		
草加市	○	○			○	○		
秩父市	○	○			○	○		
朝霞市	○	○			○	○		
長瀨町	○	○			○	○		
鶴ヶ島市	○	○			○	○		
東松山市	○	○			○	○		
東秩父村	○			○	○	○		

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(イ)】域内の中学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市	○	○			○	○		
入間市	○	○			○	○		
白岡市	○			○	○	○		
八潮市	○	○			○	○		
鳩山町	○	○			○	○		
飯能市	○	○			○	○		
美里町	○	○			○	○		
富士見市	○	○			○	○		
北本市	○	○			○	○		
本庄市	○	○			○	○		
毛呂山町	○	○			○	○		
嵐山町	○	○			○	○		
蓮田市	○	○			○	○		
和光市	○	○			○	○		
蕨市	○	○			○	○		
合計	64	62	0	2	64	64	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(イ)】域内の全ての中学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(イ)】域内の全ての中学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-1)】域内の全ての中学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村	○			○				

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-1)】域内の全ての中学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市	○		○						
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	2	0	1	1	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-2)】域内の全ての中学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(イ-2)】域内の全ての中学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ウ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の義務教育学校数	【問1-①-2 (ウ)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ウ) 付問】客観的な方法での在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○					
さいたま市	○					
ときがわ町	○					
ふじみ野市	○					
伊奈町	○					
羽生市	○					
越生町	○					
越谷市	○					
横瀬町	○					
桶川市	○					
加須市	○					
皆野町	○					
滑川町	○					
寄居町	○					
吉見町	○					
吉川市	○					
久喜市	○					
宮代町	○					
狭山市	○					
熊谷市	○					
戸田市	○					
幸手市	○					
行田市	○					
鴻巣市	○					
坂戸市	○					
三郷市	○					
三芳町	○					
志木市	○					
春日部市	○	○	○			
所沢市	○					
小鹿野町	○					
小川町	○					
松伏町	○					
上尾市	○					
上里町	○					
新座市	○					
深谷市	○					
神川町	○					
杉戸町	○					
川越市	○					
川口市	○					
川島町	○					
草加市	○					
秩父市	○					
朝霞市	○					
長瀨町	○					
鶴ヶ島市	○					
東松山市	○					
東秩父村	○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (ウ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の義務教育学校数	【問1-①-2 (ウ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (ウ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○	○	○			
入間市	○					
白岡市	○					
八潮市	○					
鳩山町	○					
飯能市	○					
美里町	○					
富士見市	○					
北本市	○					
本庄市	○					
毛呂山町	○					
嵐山町	○					
蓮田市	○					
和光市	○					
蕨市	○					
合計	64	2	2	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(ウ)】域内の義務教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市	○	○			○	○		
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(ウ)】域内の義務教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市	○	○			○	○		
入間市								
白岡市								
八潮市								
鳩山町								
飯能市								
美里町								
富士見市								
北本市								
本庄市								
毛呂山町								
嵐山町								
蓮田市								
和光市								
蕨市								
合計	2	2	0	0	2	2	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ウ)】域内の全ての義務教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(ウ)】域内の全ての義務教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-1)】域内の全ての義務教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-1)】域内の全ての義務教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-2)】域内の全ての義務教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(ウ-2)】域内の全ての義務教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (エ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の高等学校数	【問1-①-2 (エ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (エ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○	○	○			
さいたま市	○	○	○			
ときがわ町	○					
ふじみ野市	○					
伊奈町	○					
羽生市	○					
越生町	○					
越谷市	○					
横瀬町	○					
桶川市	○					
加須市	○					
皆野町	○					
滑川町	○					
寄居町	○					
吉見町	○					
吉川市	○					
久喜市	○					
宮代町	○					
狭山市	○					
熊谷市	○					
戸田市	○					
幸手市	○					
行田市	○					
鴻巣市	○					
坂戸市	○					
三郷市	○					
三芳町	○					
志木市	○					
春日部市	○					
所沢市	○					
小鹿野町	○					
小川町	○					
松伏町	○					
上尾市	○					
上里町	○					
新座市	○					
深谷市	○					
神川町	○					
杉戸町	○					
川越市	○	○	○			
川口市	○	○	○			
川島町	○					
草加市	○					
秩父市	○					
朝霞市	○					
長瀨町	○					
鶴ヶ島市	○					
東松山市	○					
東秩父村	○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (エ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の高等学校数	【問1-①-2 (エ)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (エ) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○					
入間市	○					
白岡市	○					
八潮市	○					
鳩山町	○					
飯能市	○					
美里町	○					
富士見市	○					
北本市	○					
本庄市	○					
毛呂山町	○					
嵐山町	○					
蓮田市	○					
和光市	○					
蕨市	○					
合計	64	4	4	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(エ)】域内の高等学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県	○	○			○	○		
さいたま市	○	○			○	○		
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市	○	○			○	○		
川口市	○	○			○	○		
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(エ)】域内の高等学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市								
入間市								
白岡市								
八潮市								
鳩山町								
飯能市								
美里町								
富士見市								
北本市								
本庄市								
毛呂山町								
嵐山町								
蓮田市								
和光市								
蕨市								
合計	4	4	0	0	4	4	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(エ)】域内の全ての高等学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(エ)】域内の全ての高等学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エー1)】域内の全ての高等学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エー1)】域内の全ての高等学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エー2)】域内の全ての高等学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(エ-2)】域内の全ての高等学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (オ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中等教育学校数	【問1-①-2 (オ)】 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (オ) 付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○					
さいたま市	○	○	○			
ときがわ町	○					
ふじみ野市	○					
伊奈町	○					
羽生市	○					
越生町	○					
越谷市	○					
横瀬町	○					
桶川市	○					
加須市	○					
皆野町	○					
滑川町	○					
寄居町	○					
吉見町	○					
吉川市	○					
久喜市	○					
宮代町	○					
狭山市	○					
熊谷市	○					
戸田市	○					
幸手市	○					
行田市	○					
鴻巣市	○					
坂戸市	○					
三郷市	○					
三芳町	○					
志木市	○					
春日部市	○					
所沢市	○					
小鹿野町	○					
小川町	○					
松伏町	○					
上尾市	○					
上里町	○					
新座市	○					
深谷市	○					
神川町	○					
杉戸町	○					
川越市	○					
川口市	○					
川島町	○					
草加市	○					
秩父市	○					
朝霞市	○					
長瀨町	○					
鶴ヶ島市	○					
東松山市	○					
東秩父村	○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (オ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の中等教育学校数	【問1-①-2 (オ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (オ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○					
入間市	○					
白岡市	○					
八潮市	○					
鳩山町	○					
飯能市	○					
美里町	○					
富士見市	○					
北本市	○					
本庄市	○					
毛呂山町	○					
嵐山町	○					
蓮田市	○					
和光市	○					
蕨市	○					
合計	64	1	1	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(オ)】域内の中等教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県								
さいたま市	○	○			○	○		
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(オ)】域内の中等教育学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市								
入間市								
白岡市								
八潮市								
鳩山町								
飯能市								
美里町								
富士見市								
北本市								
本庄市								
毛呂山町								
嵐山町								
蓮田市								
和光市								
蕨市								
合計	1	1	0	0	1	1	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(オ)】域内の全ての中等教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(オ)】域内の全ての中等教育学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オー1)】域内の全ての中等教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オ-1)】域内の全ての中等教育学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オ-2)】域内の全ての中等教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(オ-2)】域内の全ての中等教育学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (カ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の幼稚園数	【問1-①-2 (カ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (カ)付問】客観的な方法での在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○					
さいたま市	○					
ときがわ町	○					
ふじみ野市	○					
伊奈町	○					
羽生市	○					
越生町	○					
越谷市	○					
横瀬町	○					
桶川市	○					
加須市	○	○			○	
皆野町	○	○	○			
滑川町	○	○			○	
寄居町	○					
吉見町	○					
吉川市	○					
久喜市	○	○	○			
宮代町	○					
狭山市	○	○	○			
熊谷市	○	○	○			
戸田市	○					
幸手市	○					
行田市	○					
鴻巣市	○					
坂戸市	○					
三郷市	○					
三芳町	○					
志木市	○					
春日部市	○					
所沢市	○	○	○			
小鹿野町	○					
小川町	○					
松伏町	○					
上尾市	○					
上里町	○					
新座市	○					
深谷市	○	○	○			
神川町	○	○				○
杉戸町	○	○			○	
川越市	○					
川口市	○	○	○			
川島町	○					
草加市	○					
秩父市	○	○	○			
朝霞市	○					
長瀨町	○					
鶴ヶ島市	○					
東松山市	○					
東秩父村	○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (カ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の幼稚園数	【問1-①-2 (カ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (カ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数	
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない		④各学校に確認しないと回答できない
日高市	○						
入間市	○						
白岡市	○						
八潮市	○						
鳩山町	○	○	○				
飯能市	○	○			○		
美里町	○						
富士見市	○						
北本市	○						
本庄市	○						
毛呂山町	○						
嵐山町	○	○	○				
蓮田市	○						
和光市	○						
蕨市	○						
合計	64	15	10	0	4	1	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(カ)】域内の幼稚園における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町	○	○			○	○		
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市	○	○			○	○		
宮代町								
狭山市	○	○			○	○		
熊谷市	○	○			○	○		
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市	○	○			○	○		
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市	○	○			○	○		
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市	○	○			○	○		
川島町								
草加市								
秩父市	○	○			○	○		
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(カ)】域内の幼稚園における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市								
入間市								
白岡市								
八潮市								
鳩山町	○	○			○	○		
飯能市								
美里町								
富士見市								
北本市								
本庄市								
毛呂山町								
嵐山町	○	○			○	○		
蓮田市								
和光市								
蕨市								
合計	10	10	0	0	10	10	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(カ)】域内の全ての幼稚園について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市	○				○	○	○		
皆野町									
滑川町	○			○					
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町	○	○							
杉戸町	○				○	○			○
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(カ)】域内の全ての幼稚園について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市	○				○	○			○
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	5	1	0	1	3	3	1	0	2

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー1)】域内の全ての幼稚園において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー1)】域内の全ての幼稚園において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー2)】域内の全ての幼稚園において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間の把握を開始する予定について」								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(カー2)】域内の全ての幼稚園において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (キ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の特別支援学校数	【問1-①-2 (キ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (キ)付問】客観的な方法での在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
埼玉県	○	○	○			
さいたま市	○	○	○			
ときがわ町	○					
ふじみ野市	○					
伊奈町	○					
羽生市	○					
越生町	○					
越谷市	○					
横瀬町	○					
桶川市	○					
加須市	○					
皆野町	○					
滑川町	○					
寄居町	○					
吉見町	○					
吉川市	○					
久喜市	○					
宮代町	○					
狭山市	○					
熊谷市	○					
戸田市	○					
幸手市	○					
行田市	○					
鴻巣市	○					
坂戸市	○					
三郷市	○					
三芳町	○					
志木市	○					
春日部市	○					
所沢市	○					
小鹿野町	○					
小川町	○					
松伏町	○					
上尾市	○					
上里町	○					
新座市	○					
深谷市	○					
神川町	○					
杉戸町	○					
川越市	○	○	○			
川口市	○					
川島町	○					
草加市	○					
秩父市	○					
朝霞市	○					
長瀨町	○					
鶴ヶ島市	○					
東松山市	○					
東秩父村	○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-①-1 (キ)】 地方公共団体の設置する公立の域内の特別支援学校数	【問1-①-2 (キ)】ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握状況				【問1-①-2 (キ)付問】客観的な方法で在校等時間を把握している学校数
		回答対象者	①すべての学校で把握している	②一部の学校で把握している	③すべての学校で把握していない	
日高市	○					
入間市	○					
白岡市	○					
八潮市	○					
鳩山町	○					
飯能市	○					
美里町	○					
富士見市	○	○	○			
北本市	○					
本庄市	○					
毛呂山町	○					
嵐山町	○					
蓮田市	○					
和光市	○					
蕨市	○					
合計	64	4	4	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(キ)】域内の特別支援学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
埼玉県	○	○			○	○		
さいたま市	○	○			○	○		
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市	○	○			○	○		
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-②(キ)】域内の特別支援学校における在校等時間の把握の方法について							
	①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している				②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している			
	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない	回答対象者	①すべての学校で把握	②一部の学校で把握	③できていない、わからない
日高市								
入間市								
白岡市								
八潮市								
鳩山町								
飯能市								
美里町								
富士見市	○	○			○	○		
北本市								
本庄市								
毛呂山町								
嵐山町								
蓮田市								
和光市								
蕨市								
合計	4	4	0	0	4	4	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(キ)】域内の全ての特別支援学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-③(キ)】域内の全ての特別支援学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間の把握を開始する予定について								
	開始する予定					具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キー1)】域内の全ての特別支援学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について							
	開始する予定				具体的に始める時期			
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度
埼玉県								
さいたま市								
ときがわ町								
ふじみ野市								
伊奈町								
羽生市								
越生町								
越谷市								
横瀬町								
桶川市								
加須市								
皆野町								
滑川町								
寄居町								
吉見町								
吉川市								
久喜市								
宮代町								
狭山市								
熊谷市								
戸田市								
幸手市								
行田市								
鴻巣市								
坂戸市								
三郷市								
三芳町								
志木市								
春日部市								
所沢市								
小鹿野町								
小川町								
松伏町								
上尾市								
上里町								
新座市								
深谷市								
神川町								
杉戸町								
川越市								
川口市								
川島町								
草加市								
秩父市								
朝霞市								
長瀨町								
鶴ヶ島市								
東松山市								
東秩父村								

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キー1)】域内の全ての特別支援学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キ-2)】域内の全ての特別支援学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
埼玉県									
さいたま市									
ときがわ町									
ふじみ野市									
伊奈町									
羽生市									
越生町									
越谷市									
横瀬町									
桶川市									
加須市									
皆野町									
滑川町									
寄居町									
吉見町									
吉川市									
久喜市									
宮代町									
狭山市									
熊谷市									
戸田市									
幸手市									
行田市									
鴻巣市									
坂戸市									
三郷市									
三芳町									
志木市									
春日部市									
所沢市									
小鹿野町									
小川町									
松伏町									
上尾市									
上里町									
新座市									
深谷市									
神川町									
杉戸町									
川越市									
川口市									
川島町									
草加市									
秩父市									
朝霞市									
長瀨町									
鶴ヶ島市									
東松山市									
東秩父村									

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-④(キー2)】域内の全ての特別支援学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について								
	開始する予定				具体的に始める時期				
	回答対象者	①令和5年内に準備の上、今年度中に開始する	②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	回答対象者	①令和8年度	②令和9年度	③令和10年度
日高市									
入間市									
白岡市									
八潮市									
鳩山町									
飯能市									
美里町									
富士見市									
北本市									
本庄市									
毛呂山町									
嵐山町									
蓮田市									
和光市									
蕨市									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-⑤】 在校等時間の公表について、次の中から該当するものを選んでください。			
	回答対象者	把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している	把握している学校ごとに公表している	公表していない
埼玉県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
さいたま市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
ときがわ町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
ふじみ野市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
伊奈町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
羽生市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
越生町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
越谷市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
横瀬町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
桶川市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
加須市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
皆野町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
滑川町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
寄居町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
吉見町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
吉川市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
久喜市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
宮代町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
狭山市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
熊谷市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
戸田市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
幸手市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
行田市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
鴻巣市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
坂戸市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
三郷市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
三芳町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
志木市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
春日部市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
所沢市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
小鹿野町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
小川町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
松伏町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
上尾市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
上里町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
新座市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
深谷市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
神川町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
杉戸町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
川越市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
川口市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
川島町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
草加市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
秩父市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
朝霞市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
長瀨町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
鶴ヶ島市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
東松山市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
東秩父村	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問1-⑤】 在校等時間の公表について、次の中から該当するものを選んでください。			
	回答対象者	把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している	把握している学校ごとに公表している	公表していない
日高市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
入間市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
白岡市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
八潮市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
鳩山町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
飯能市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
美里町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
富士見市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
北本市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
本庄市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
毛呂山町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
嵐山町	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
蓮田市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
和光市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
蕨市	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
合計	64	3	0	61

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況					
	【問2-①-①】 登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-②】 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-③】 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	【問2-①-④】 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	【問2-①-⑤】 学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	【問2-①-⑥】 児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている
埼玉県	未実施	実施	実施	未実施	検討中	未実施
さいたま市	実施	未実施	検討中	実施	実施	未実施
ときがわ町	未実施	未実施	実施	検討中	検討中	未実施
ふじみ野市	実施	実施	実施	実施	検討中	検討中
伊奈町	実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
羽生市	実施	実施	検討中	検討中	未実施	未実施
越生町	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施
越谷市	実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
横瀬町	実施	未実施	実施	検討中	未実施	未実施
桶川市	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施
加須市	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施
皆野町	実施	対象外	検討中	実施	検討中	未実施
滑川町	実施	実施	実施	検討中	対象外	未実施
寄居町	実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
吉見町	検討中	未実施	検討中	未実施	検討中	未実施
吉川市	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
久喜市	実施	未実施	検討中	検討中	未実施	対象外
宮代町	実施	未実施	未実施	未実施	検討中	未実施
狭山市	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施
熊谷市	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
戸田市	実施	未実施	検討中	未実施	検討中	未実施
幸手市	実施	未実施	検討中	検討中	検討中	未実施
行田市	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
鴻巣市	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
坂戸市	実施	未実施	未実施	未実施	検討中	未実施
三郷市	検討中	検討中	検討中	検討中	未実施	検討中
三芳町	実施	実施	実施	検討中	実施	未実施
志木市	実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
春日部市	実施	未実施	実施	検討中	検討中	未実施
所沢市	実施	実施	検討中	未実施	未実施	未実施
小鹿野町	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施
小川町	実施	実施	検討中	実施	実施	未実施
松伏町	実施	未実施	実施	検討中	検討中	未実施
上尾市	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施
上里町	実施	実施	実施	検討中	実施	検討中
新座市	実施	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施
深谷市	実施	未実施	検討中	実施	未実施	未実施
神川町	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
杉戸町	検討中	対象外	検討中	検討中	検討中	対象外
川越市	検討中	実施	検討中	検討中	未実施	未実施
川口市	実施	実施	検討中	検討中	検討中	未実施
川島町	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施
草加市	実施	実施	実施	検討中	未実施	実施
秩父市	実施	検討中	実施	検討中	検討中	未実施
朝霞市	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
長瀬町	実施	実施	実施	検討中	実施	未実施
鶴ヶ島市	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
東松山市	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	対象外
東秩父村	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況					
	【問2-①-①】 登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-②】 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	【問2-①-③】 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	【問2-①-④】 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	【問2-①-⑤】 学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	【問2-①-⑥】 児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている
日高市	実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施
入間市	未実施	未実施	検討中	検討中	未実施	未実施
白岡市	実施	未実施	検討中	実施	未実施	未実施
八潮市	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施
鳩山町	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
飯能市	実施	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
美里町	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施
富士見市	実施	未実施	検討中	実施	対象外	未実施
北本市	実施	実施	実施	検討中	実施	検討中
本庄市	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
毛呂山町	実施	実施	実施	実施	検討中	未実施
嵐山町	実施	実施	検討中	検討中	検討中	未実施
蓮田市	実施	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
和光市	実施	検討中	検討中	実施	実施	検討中
蕨市	検討中	検討中	検討中	実施	検討中	未実施
合計	55	22	27	14	7	1

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況							
	【問2-①-⑦】 校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	【問2-①-⑧】 部活動に、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	【問2-①-⑨】 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	【問2-①-⑩】 授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑪】 学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑫】 学校行事の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	【問2-①-⑬】 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	【問2-①-⑭】 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている
埼玉県	実施	実施	未実施	検討中	未実施	検討中	実施	実施
さいたま市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
ときがわ町	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
ふじみ野市	検討中	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中	実施
伊奈町	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
羽生市	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
越生町	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
越谷市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
横瀬町	未実施	実施	未実施	実施	検討中	実施	未実施	実施
桶川市	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	実施
加須市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
皆野町	対象外	検討中	未実施	検討中	未実施	未実施	実施	実施
滑川町	未実施	検討中	未実施	実施	未実施	実施	対象外	実施
寄居町	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
吉見町	未実施	実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	実施
吉川市	未実施	検討中	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
久喜市	対象外	実施	対象外	実施	実施	対象外	対象外	実施
宮代町	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
狭山市	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
熊谷市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
戸田市	実施	実施	未実施	検討中	検討中	実施	未実施	実施
幸手市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
行田市	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
鴻巣市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施
坂戸市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
三郷市	未実施	実施	実施	実施	検討中	実施	未実施	実施
三芳町	未実施	実施	検討中	検討中	検討中	未実施	未実施	実施
志木市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
春日部市	未実施	実施	検討中	実施	検討中	実施	検討中	実施
所沢市	検討中	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施
小鹿野町	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
小川町	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施
松伏町	未実施	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中	実施
上尾市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
上里町	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	検討中	実施
新座市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
深谷市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
神川町	未実施	検討中	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
杉戸町	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
川越市	未実施	実施	対象外	実施	未実施	未実施	未実施	実施
川口市	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	実施
川島町	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施
草加市	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
秩父市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
朝霞市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
長瀨町	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
鶴ヶ島市	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施
東松山市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
東秩父村	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況							
	【問2-①-⑦】 校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	【問2-①-⑧】 部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	【問2-①-⑨】 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	【問2-①-⑩】 授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑪】 学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	【問2-①-⑫】 学校行事の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	【問2-①-⑬】 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	【問2-①-⑭】 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている
日高市	未実施	検討中	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
入間市	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施
白岡市	未実施	実施	未実施	実施	検討中	実施	未実施	実施
八潮市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
鳩山町	未実施	検討中	実施	検討中	検討中	未実施	対象外	実施
飯能市	検討中	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中	実施
美里町	未実施	検討中	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
富士見市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施
北本市	検討中	実施	検討中	実施	実施	実施	未実施	実施
本庄市	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	実施
毛呂山町	未実施	実施	未実施	実施	実施	検討中	未実施	実施
嵐山町	未実施	実施	実施	実施	検討中	実施	検討中	実施
蓮田市	検討中	実施	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	実施
和光市	実施	実施	検討中	実施	実施	実施	実施	実施
蕨市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施
合計	3	56	13	51	31	42	8	64

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況		
	【問2-②-①年間授業時数】 令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるような指導・助言	【問2-②-②学校行事】 学校行事について、教育上真に必要なもの、に精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言	【問2-②-③調査の本数】 教育委員会から学校宛ての調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握
埼玉県	実施	実施	実施
さいたま市	検討中	実施	実施
ときがわ町	実施	実施	実施
ふじみ野市	実施	実施	実施
伊奈町	実施	実施	実施
羽生市	実施	実施	実施
越生町	実施	実施	実施
越谷市	実施	実施	実施
横瀬町	実施	実施	検討中
桶川市	実施	実施	検討中
加須市	実施	実施	検討中
皆野町	実施	実施	検討中
滑川町	実施	実施	実施
寄居町	実施	実施	実施
吉見町	実施	実施	未実施
吉川市	検討中	実施	未実施
久喜市	実施	実施	検討中
宮代町	実施	実施	未実施
狭山市	実施	実施	検討中
熊谷市	実施	実施	検討中
戸田市	実施	実施	検討中
幸手市	検討中	実施	検討中
行田市	検討中	検討中	検討中
鴻巣市	実施	実施	実施
坂戸市	実施	検討中	検討中
三郷市	実施	実施	検討中
三芳町	実施	実施	実施
志木市	実施	実施	未実施
春日部市	実施	実施	未実施
所沢市	実施	実施	実施
小鹿野町	検討中	実施	未実施
小川町	実施	実施	検討中
松伏町	実施	実施	実施
上尾市	実施	実施	実施
上里町	実施	実施	実施
新座市	検討中	検討中	実施
深谷市	実施	実施	検討中
神川町	実施	実施	未実施
杉戸町	実施	実施	実施
川越市	実施	実施	実施
川口市	実施	実施	未実施
川島町	実施	実施	実施
草加市	実施	実施	実施
秩父市	実施	実施	検討中
朝霞市	実施	実施	実施
長瀬町	実施	実施	実施
鶴ヶ島市	実施	実施	未実施
東松山市	実施	実施	未実施
東秩父村	実施	実施	実施

※「既に実施した又は実施中」を「実施」、「実施に向けて検討中」を「検討中」、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」を「未実施」、「学校種の性質上、検討する余地がない」を「対象外」と表示 ※ 合計は、実施の数

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2】 具体の取組状況		
	【問2-2-1】年間授業時数】令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるような指導・助言	【問2-2-2】学校行事】学校行事について、教育上真に必要なものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言	【問2-2-3】調査の本数】教育委員会から学校宛での調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握
日高市	実施	実施	実施
入間市	実施	実施	実施
白岡市	実施	実施	未実施
八潮市	実施	実施	実施
鳩山町	実施	実施	未実施
飯能市	実施	実施	検討中
美里町	実施	実施	実施
富士見市	実施	実施	検討中
北本市	実施	実施	検討中
本庄市	実施	実施	実施
毛呂山町	実施	実施	実施
嵐山町	実施	実施	検討中
蓮田市	実施	実施	検討中
和光市	実施	実施	実施
蕨市	検討中	実施	検討中
合計	57	61	31

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2-③】 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、新たな取組に着手、または、令和6年度に向けた計画的な準備に取り組む予定がある項目の中で、特に優先的に取り組むもの													
	① 登下校に関する対応	② 放課後から夜間などに おける見回り、児童生徒 が補導された時の対応	③ 学校徴収金の徴収・管 理	④ 地域ボランティアとの 連絡調整	⑤ 調査・統計等への回答 等	⑥ 児童生徒の休み時間に おける対応	⑦ 校内清掃	⑧ 部活動	⑨ 給食時の対応	⑩ 授業準備	⑪ 学習評価や成績処理	⑫ 学校行事の準備運営	⑬ 進路指導	⑭ 支援が必要な児童生徒 ・家庭への対応
埼玉県							○							○
さいたま市					○									○
ときがわ町									○			○		
ふじみ野市				○					○					
伊奈町							○			○				
羽生市							○							○
越生町							○							○
越谷市			○						○					
横瀬町				○						○				
桶川市									○					○
加須市									○					○
皆野町									○					○
滑川町	○		○											
寄居町							○							○
吉見町			○		○									
吉川市							○		○					
久喜市							○		○					
宮代町									○			○		
狭山市							○							○
熊谷市					○		○							
戸田市				○			○							
幸手市			○				○							
行田市					○									○
鴻巣市							○							○
坂戸市							○				○			
三郷市			○				○							
三芳町									○	○				
志木市			○				○							
春日部市							○		○					
所沢市			○				○							
小鹿野町							○							○
小川町	○													○
松伏町							○							○
上尾市							○							○
上里町				○									○	
新座市									○	○				
深谷市			○				○							
神川町			○											○
杉戸町					○		○							
川越市	○			○										
川口市					○		○							
川島町				○			○							
草加市					○					○				
秩父市											○			○
朝霞市							○			○				
長瀨町	○						○							
鶴ヶ島市										○				○
東松山市							○							○
東秩父村	○								○					

都道府県・政令指定都市・市区町村	【問2-③】 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、新たな取組に着手、または、令和6年度に向けた計画的な準備に取り組む予定がある項目の中で、特に優先的に取り組むもの													
	① 登下校に関する対応	② おける見回り、児童生徒に	③ 理学校徴収金の徴収・管	④ 連絡地域ボランティアとの	⑤ 等調査・統計等への回答	⑥ おける児童生徒の休み時間に	⑦ 校内清掃	⑧ 部活動	⑨ 給食時の対応	⑩ 授業準備	⑪ 学習評価や成績処理	⑫ 学校行事の準備運営	⑬ 進路指導	⑭ 徒・家庭への対応 支援が必要な児童生徒
日高市				○					○					
入間市			○					○						
白岡市								○			○			
八潮市							○					○		
鳩山町	○													○
飯能市	○				○									
美里町								○						○
富士見市					○			○						
北本市								○						○
本庄市			○		○									
毛呂山町								○			○			
嵐山町									○			○		
蓮田市					○			○						
和光市			○					○						
蕨市			○					○						
合計	7	0	13	7	11	0	3	34	1	14	10	5	1	22